

訂正情報

『販促の教科書』（第1刷）の本文記事について、以下の補足説明を掲載いたします。

2013年5月30日

◆51、81、141 ページ

マッサージについては、看板による告知や広告において法律の規制を受けることがあります。国家資格を持つ「あん摩マッサージ指圧師」によるマッサージは「法律に基づく医療類似行為」となり、医療法の規制を受けます。

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（第7条）

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
2. 第1条に規定する業務の種類
3. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
4. 施術日又は施術時間
5. その他厚生労働大臣が指定する事項

《改正》平11法160

2 前項第1号乃至第3号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

これに対して、いわゆる「足つぼマッサージ」や「クイックマッサージ」などは、「法律に基づかない医療類似行為」となります。これらは人体に危害を及ぼすおそれがない行為で、治療を標榜しない範囲であれば違法にはならないとみなされています。

本書であつかう「マッサージ店」の告知、販促の例は、「法律に基づかない医療類似行為」を想定して書かれています。これらは、治療を目的としない行為で、「リラックス」や「気分転換」「快適さ」の提供を目的とするサービス業ということになります。

また、ホームページは現在のところ広告規制の対象外となっていますので、ウェブサイトでの宣伝は比較的自由です。

マッサージの広告について、法律に関する詳しい内容は、法律の専門家にご確認下さいますようお願いいたします。